

昭和三十三年法律第八十一号

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に  
関する法律

(目的)

第一条 この法律は、公立の義務教育諸学校等の  
施設の整備を促進するため、公立の義務教育諸  
学校の建物の建築に要する経費について国がそ  
の一部を負担することを定めるとともに、文部  
科学大臣による施設整備基本方針の策定及び地  
方公共団体による施設整備計画に基づく事業に  
充てるための交付金の交付等について定め、も  
つて義務教育諸学校等における教育の円滑な実  
施を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「義務教育諸学校」と  
は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六  
号)に規定する小学校、中学校、義務教育学  
校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学  
校の小学部及び中学部をいう。

3 この法律において「学級数」とは、公立義務  
教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に  
関する法律(昭和三十三年法律第十六号)に  
規定する学級編制の標準により算定した学級の  
数をいう。ただし、第五条第一項の規定によ  
り、同項の政令で定める事情があるため、校舎  
又は屋内運動場の不足を生ずるおそれがある場  
合における校舎又は屋内運動場の新築又は増築  
に係る工事費の算定を行うとき、及び同条第二  
項の規定により、同項第一号に掲げる場合にお  
ける校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る  
工事費の算定を行うとき、並びに第五条第三  
項の規定により、特別支援学校の校舎又は屋  
内運動場の新築又は増築に係る工事費の算定を  
行うときは、文部科学大臣が同法に規定する学  
級編制の標準に準じて定める方法により算定し  
た学級の数をいう。

(国の負担)

第三条 国は、政令で定める限度において、次の  
各号に掲げる経費について、その一部を負担す  
る。この場合において、その負担割合は、それ  
ぞれ当該各号に定める割合によるものとする。  
一 公立の小学校、中学校(第二号の二に該当  
する中学校を除く。同号を除き、以下同じ)及  
び義務教育学校における教室の不足を解消  
するための校舎の新築又は増築(買収その他

これに準ずる方法による取得を含む。以下同  
じ。)に要する経費 二分の一

二 公立の小学校、中学校及び義務教育学校の  
屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二  
分の一

三 公立の中学校で学校教育法第七十一条  
の規定により高等学校における教育と一貫し  
た教育を施すもの及び公立の中等教育学校の  
前期課程(以下「中等教育学校等」という)の  
建物の新築又は増築に要する経費 二分の一

四 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を  
適正な規模にするため統合しようとするこ  
とに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築  
又は増築に要する経費 二分の一

2 前項第一号の教室の不足の範囲及び同項第四  
号の適正な規模の条件は、政令で定める。  
(経費の種目)

第四条 前条第一項各号に掲げる経費の種目は、  
本工事費及び付帯工事費(買収その他これに準  
ずる方法による取得の場合にあつては、買収費  
とし、以下「工事費」と総称する。)並びに事  
務費とする。  
(小学校、中学校及び義務教育学校の建物の工  
事費の算定方法)

第五条 第三条第一項第一号及び第二号に規定す  
る校舎及び屋内運動場の新築又は増築に係る工  
事費は、校舎又は屋内運動場のそれぞれにつ  
いて、新築又は増築を行う年度の五月一日(児童  
又は生徒の数の増加をもたらす原因となる集団  
的な住宅の建設その他の政令で定める事情があ  
るため、その翌日以降新築又は増築を行う年度  
の四月一日から起算して三年を経過した日ま  
での間に新たに小学校、中学校又は義務教育学  
校の校舎又は屋内運動場の不足を生ずるおそれ  
がある場合には、文部科学大臣の定めるその三年  
を経過した日以前の日)における当該学校の学  
級数に必要面積から新築又は増築を行う年  
度の五月一日における保有面積を控除して得  
た面積を、一平方メートル当たりの建築の単価  
に乗じて算定するものとする。

2 第三条第一項第四号に規定する校舎及び屋内  
運動場の新築又は増築に係る工事費は、校舎又  
は屋内運動場のそれぞれについて、次の各号に  
掲げる場合に依り、当該各号に掲げる日にお  
ける当該学校の学級数に必要面積から、第  
一号に掲げる場合にあつては、新築又は増築を  
行なう年度の五月一日に現に存する施設で同  
号に掲げる日において当該学校の保有する校舎又  
は屋内運動場となる予定のもの(当該五月一日  
後に当該学校の設置者が買収するものを除く)の  
面積を、第二号に掲げる場合にあつては、同  
号に掲げる日における保有面積を控除して得た  
面積を、一平方メートル当たりの建築の単価に  
乗じて算定するものとする。

一 学校の統合後に新築又は増築(政令で定め  
るものに限る。)を行なう場合 統合予定日  
の属する年度の五月一日(五月二日以降翌年  
の三月三十一日までの間に統合する予定の場  
合には、文部科学大臣の定める日)

二 学校の統合後に新築又は増築を行なう場  
合 新築又は増築を行なう年度の五月一日  
(統合が五月二日以降翌年の三月三十一日ま  
での間に行なわれた場合には、その統合が行  
なわれた日の属する年度に限り文部科学大臣  
の定める日)

第五条の二 第三条第一項第二号の二に規定する  
建物のうち校舎及び屋内運動場の新築又は増築  
に係る工事費は、校舎又は屋内運動場のそれぞ  
れについて、新築又は増築を行う年度の五月一  
日(新たに設置する中等教育学校等又は学級数  
を増加する中等教育学校等において設置年度又  
は第一学年の学級数を増加する年度(以下この  
条において「設置等年度」という。)の前々年  
度から設置等年度の翌々年度までの間に新築又  
は増築を行う場合には、文部科学大臣の定め  
る日)における当該中等教育学校等の学級数に  
必要面積から新築又は増築を行う年度の五  
月一日における保有面積を控除して得た面積  
を、一平方メートル当たりの建築の単価に乗  
じて算定するものとする。

2 第三条第一項第二号の二に規定する建物のう  
ち寄宿舎の新築又は増築に係る工事費は、生徒  
一人当たりの基準面積に新築又は増築を行う年  
度の五月一日(新たに設置する中等教育学校等  
又は学級数を増加する中等教育学校等にお  
ける設置等年度の前後から設置等年度の翌々  
年度までの間に新築又は増築を行う場合には、文  
部科学大臣の定める日)において当該中等教育  
学校等の寄宿舎に収容する生徒の数を乗じて得  
た面積から新築又は増築を行う年度の五月一日  
における保有面積を控除して得た面積を、一平  
方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定す  
るものとする。

2 第五条の二 第三条第一項第二号の二に規定する  
建物のうち校舎及び屋内運動場の新築又は増築  
に係る工事費は、校舎又は屋内運動場のそれぞ  
れについて、新築又は増築を行う年度の五月一  
日(新たに設置する中等教育学校等又は学級数  
を増加する中等教育学校等において設置年度又  
は第一学年の学級数を増加する年度(以下この  
条において「設置等年度」という。)の前々年  
度から設置等年度の翌々年度までの間に新築又  
は増築を行う場合には、文部科学大臣の定め  
る日)における当該中等教育学校等の学級数に  
必要面積から新築又は増築を行う年度の五  
月一日における保有面積を控除して得た面積  
を、一平方メートル当たりの建築の単価に乗  
じて算定するものとする。

2 第三条第一項第二号の二に規定する建物のう  
ち寄宿舎の新築又は増築に係る工事費は、生徒  
一人当たりの基準面積に新築又は増築を行う年  
度の五月一日(新たに設置する中等教育学校等  
又は学級数を増加する中等教育学校等にお  
ける設置等年度の前後から設置等年度の翌々  
年度までの間に新築又は増築を行う場合には、文  
部科学大臣の定める日)において当該中等教育  
学校等の寄宿舎に収容する生徒の数を乗じて得  
た面積から新築又は増築を行う年度の五月一日  
における保有面積を控除して得た面積を、一平  
方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定す  
るものとする。

2 第五条の二 第三条第一項第二号の二に規定する  
建物のうち校舎及び屋内運動場の新築又は増築  
に係る工事費は、校舎又は屋内運動場のそれぞ  
れについて、新築又は増築を行う年度の五月一  
日(新たに設置する中等教育学校等又は学級数  
を増加する中等教育学校等において設置年度又  
は第一学年の学級数を増加する年度(以下この  
条において「設置等年度」という。)の前々年  
度から設置等年度の翌々年度までの間に新築又  
は増築を行う場合には、文部科学大臣の定め  
る日)における当該中等教育学校等の学級数に  
必要面積から新築又は増築を行う年度の五  
月一日における保有面積を控除して得た面積  
を、一平方メートル当たりの建築の単価に乗  
じて算定するものとする。

た面積から新築又は増築を行う年度の五月一日  
における保有面積を控除して得た面積を、一平  
方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定す  
るものとする。

(特別支援学校の建物の工事費の算定方法)  
第五条の三 第三条第一項第三号に規定する建物  
のうち校舎及び屋内運動場の新築又は増築に係  
る工事費は、校舎又は屋内運動場のそれぞれに  
ついて、新築又は増築を行う年度の五月一日  
(その翌日から起算して二年以内に特別支援学  
校を設置した場合、又は当該学校に就学させる  
児童若しくは生徒の数が増加することが明らか  
な場合には、文部科学大臣の定めるその二年以  
内の日)における当該学校の学級数に必要面積  
からその日における保有面積を控除して得た  
面積を、一平方メートル当たりの建築の単  
価に乗じて算定するものとする。

2 第三条第一項第三号に規定する建物のうち寄  
宿舎の新築又は増築に係る工事費は、児童及び  
生徒一人当たりの基準面積に新築又は増築を行  
う年度の五月一日(その翌日から起算して二年  
以内に特別支援学校に寄宿舎を設けた場合、又  
は当該学校の寄宿舎に収容する児童若しくは生  
徒の数が増加することが明らかな場合には、文  
部科学大臣の定めるその二年以内の日)にお  
いて当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒  
の数を乗じて得た面積からその日における保有  
面積を控除して得た面積を、一平方メートル当  
たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。  
(学級数に必要面積及び児童又は生徒一人  
当たりの基準面積)

第六条 第五条第一項若しくは第二項、第五条の  
二第一項又は前条第一項の規定により工事費を  
算定する場合は学級数に必要面積は、当  
該学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下  
この項において同じ。)の学級数に依り、小学  
校、中学校、義務教育学校、中等教育学校等又  
は特別支援学校ごとに、校舎又は屋内運動場の  
それぞれについて、教育を行うのに必要な最低  
限度の面積として政令で定める。この場合にお  
いて、積雪寒冷地域にある学校の学級数に依り  
必要面積については、政令で定めるところに  
依り、当該学校の所在地の積雪寒冷度に依り、  
必要な補正を加えるものとする。

2 第五条の二 第二項又は前条第二項の規定によ  
り工事費を算定する場合は児童又は生徒一人当  
たりの基準面積は、中等教育学校等又は特別支

た面積から新築又は増築を行う年度の五月一日  
における保有面積を控除して得た面積を、一平  
方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定す  
るものとする。

2 第五条の二 第二項又は前条第二項の規定によ  
り工事費を算定する場合は児童又は生徒一人当  
たりの基準面積は、中等教育学校等又は特別支

援学校ごとに、教育を行うのに必要な最低限度の面積として政令で定める児童又は生徒一人当たりの面積に、政令で定めるところにより、中等教育学校等にあつてはこれらの学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の寄宿舎に収容する生徒の数、特別支援学校にあつてはこれらの学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数又は当該学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加えた面積とする。

**第七条** 第五条、第五条の二又は第五条の三の規定により工事費を算定する場合の一方メートル当たりの建築の単価は、建物の構造の種類別に、当該新築又は増築を行おうとする時における建築費を参照して、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める。

**第八条** 第五条第一項若しくは第二項、第五条の二第一項又は第五条の三第一項の規定により工事費を算定する場合において、校舎の保有面積のうち教室に使用することができるところが極めて少ないことその他政令で定める特別の理由があるため、学級数に応ずる必要面積に基づく新築又は増築後の校舎又は屋内運動場が児童又は生徒の教育を行うのに著しく不相当であると認められるときは、当該学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の学級数に応ずる必要面積に政令で定める面積を加えた面積を学級数に応ずる必要面積とみなして、工事費を算定するものとする。

**2** 第五条の三第二項の規定により知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校（附則第三項において「養護特別支援学校」という。）の寄宿舎に係る工事費を算定する場合において、政令で定める特別の理由があるため、児童及び生徒一人当たりの基準面積に基づく新築又は増築後の寄宿舎が児童及び生徒の教育を行うのに著しく不相当であると認められるときは、当該基準面積に当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数を乗じて得た面積に政令で定める面積を加えた面積を児童及び生徒一人当たりの基準面積に当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数を乗じて得た面積とみなして、工事費を算定するものとする。

援学校ごとに、教育を行うのに必要な最低限度の面積として政令で定める児童又は生徒一人当たりの面積に、政令で定めるところにより、中等教育学校等にあつてはこれらの学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の寄宿舎に収容する生徒の数、特別支援学校にあつてはこれらの学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数又は当該学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加えた面積とする。

**3** 鉄筋コンクリート造以外の構造の建物に關しでは、第五条、第五条の二又は第五条の三の規定により工事費を算定する場合の保有面積又は一方メートル当たりの建築の単価に乘すべき面積について、政令で定めるところにより、補正を行うものとする。

**第九條** 第三條第一項各号に規定する建物の新築又は増築に係る事務費は、第五條から前條までの規定により算定した工事費に政令で定める割合を乘じて算定するものとする。

**第十條** 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が第三條第一項の負担の実施に關する事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

**第十一條** 文部科学大臣は、公立の義務教育諸学校等施設（義務教育諸学校、高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）及び幼稚園等（同法に規定する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部をいう。）の施設、共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六條に規定する施設をいう。）、教員及び職員のための住宅、スポーツ施設その他学校の教育活動に資する施設で文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）の整備の目標に關する事項その他公立の義務教育諸学校等施設の整備に關する重要事項を定めた施設整備基本方針を作成するとともに、当該施設整備基本方針に基づき公立の義務教育諸学校等施設に係る安全性の向上等を図るために必要な改築、改造その他文部科学省令で定める事業（次條において「改築等事業」という。）について定めた施設整備基本計画を作成しななければならない。

**第十二條** 国は、地方公共団体に対し、公立の義務教育諸学校等施設に係る改築等事業の実施に要する経費に充てるため、その整備の状況その他の事項を勘案して文部科学省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

地方公共団体は、前項の交付金の交付を受けようとするときは、施設整備基本計画に即して、当該地方公共団体が設置する義務教育諸学校等施設の整備に關する施設整備計画を作成しななければならない。

施設整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 施設整備計画の目標
- 二 前号の目標を達成するために必要な改築等事業に關する事項
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

地方公共団体は、施設整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、文部科学大臣（市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）にあつては、当該市町村の属する都道府県の教育委員会を経由して文部科学大臣）に提出しなければならない。

前各項に定めるもののほか、交付金の交付に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

**第十三條** この法律の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

**附則抄**

- この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。
- 第三條第一項第三号の規定にかかわらず、国は、当分の間、都道府県が設置する養護特別支援学校のうち政令で定めるものの小学部及び中学部に係る建物について当該都道府県が新築又は増築を行う場合にあつては、当該新築又は増築に要する経費の十分の五・五を負担するものとする。
- （国の無利子貸付け等）  
国は、当分の間、地方公共団体に対し、第三條第一項の規定により国がその経費について負担する建物の新築又は増築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。次項において「社会資本整備特別措置法」という。）第二條第一項第二号に該當するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三條第一項の規定

- （この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。附則第九項において同じ。）により国が負担する金額に相當する金額を無利子で貸し付けることができる。
- 国は、当分の間、前項の規定による場合のほか、地方公共団体に対し、公立の義務教育諸学校等施設の整備（活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第二十四條の規定により国がその費用について補助することができるとする同条に規定する施設の整備を除く。）で社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該當するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。
- 国が附則第四項の規定により無利子貸付け金を貸し付ける場合においては、第十條中「第三條第一項の負担」とあるのは、「附則第四項の貸付け」として、同條の規定を適用する。
- 附則第四項及び第五項の国の貸付け金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
- 前項に定めるもののほか、附則第四項及び第五項の規定による貸付け金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。
- 国は、附則第四項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である建物の新築又は増築に係る第三條第一項の規定による国の負担については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相當する金額を交付することにより行うものとする。
- 国は、附則第五項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である公立の義務教育諸学校等施設の整備について、当該貸付けに相當する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相當する金額を交付することにより行うものとする。
- 地方公共団体が、附則第四項又は第五項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、附則第七項及び第八項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の

規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。  
(公立小学校不常授業解消促進臨時措置法の廃止)

12 公立小学校不常授業解消促進臨時措置法(昭和三十年法律第四十七号)は、廃止する。

附則 (昭和三十九年三月三十一日法律第四〇号)抄  
この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則 (昭和四一年三月三十一日法律第四一号)抄  
この法律は、昭和四一年四月一日から施行する。

附則 (昭和四一年四月一日法律第五三三号)抄  
この法律は、公布の日から施行する。ただし、この法律による改正後の義務教育諸学校施設費国庫負担法第五条、第五条の二、第六条及び第八条の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

附則 (昭和四七年六月五日法律第五三九号)抄  
この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

附則 (昭和四八年六月二八日法律第三九号)抄  
この法律は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

附則 (昭和五三年三月三十一日法律第一三三号)  
この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附則 (昭和五八年三月三十一日法律第二〇号)  
この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

2 昭和五十七年度以前の予算に係る国庫負担金(同年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和五十八年度に支出すべきものとされた国庫負担金を含む。)については、なお従前の例による。

附則 (昭和六〇年五月一八日法律第三七号)抄  
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律による改正後の法律の規定(昭和六十年度的特例に係る規定を除く。)は、同年度

以降の年度の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。)若しくは補助(昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)又は交付金の交付について適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の法律の昭和六十年度的特例に係る規定は、同年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十年以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助)及び昭和六十年度的歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

この法律は、公布の日から施行する。第十一條、第十二條及び第三十四條の規定を除く。)による改正後の法律の昭和六十年度的歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則 (昭和六一年五月八日法律第四六号)抄  
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律(第十一條、第十二條及び第三十四條の規定を除く。)による改正後の法律の昭和六十年度的歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度的特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十二年までの各年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年度的特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年。以下この項において同じ。)の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。)又は補助(昭和六十年以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十一年以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。)並びに昭和六十一年度から昭和六十二年までの各年度の特例における事務又は事業の実施により昭和六十四年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年度的特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。)以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについては、なお従前の例による。

附則 (昭和六三年五月六日法律第二八号)抄  
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律による改正後の義務教育諸学校施設費国庫負担法附則第三項の昭和六十三年度に係る規定は、昭和六十三年度の予算に係る国の負担並びに昭和六十三年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担及び昭和六十三年度の歳出予算に係る国の負担で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについては、なお従前の例による。

附則 (平成三年三月三〇日法律第一五号)  
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律(第十一條及び第十九條の規定を除く。)による改正後の法律の平成三年度及び平成四年度の特例に係る規定並びに平成三年度の特例に係る規定は、平成三年度及び平成四年度の歳出予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。)又は補助(昭和六十三年以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担、昭和六十三年以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十三年以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則 (平成元年四月一〇日法律第二二号)抄  
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律(第十一條、第十二條及び第三十四條の規定を除く。)による改正後の法律の平成元年度及び平成二年度の特例に係る規定並びに平成元年度の特例に係る規定は、平成元年度及び平成二年度(平成元年度の特例に係るものにあつては、平成元年度。以下この項において同じ。)の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。)又は補助(昭和六十三年以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担及び昭和六十三年以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに平成元年度及び平成二年度における事務又は事業の実施により平成三年度(平成元年度の特例に係るものにあつては、平成二年度。以下この項において同じ。)以降の年度に支出される国の負担、平成元年度及び平成二年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び平成元年度及び平成二年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則 (平成三年三月三〇日法律第一五号)  
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律(第十一條及び第十九條の規定を除く。)による改正後の法律の平成三年度及び平成四年度の特例に係る規定並びに平成三年度の特例に係る規定は、平成三年度及び平成四年度の歳出予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。)又は補助(昭和六十三年以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担、昭和六十三年以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十三年以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。



年度の国庫債務負担行為に基づき平成十九年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。）について適用し、平成十八年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十九年度以降の年度に支出される国の負担、平成十八年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十九年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担及び平成十八年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担で平成十九年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成一九年六月二七日法律第九六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二〇年六月一八日法律第七三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年六月二四日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。

（義務教育学校の設置のため必要な行為）

第二条 義務教育学校の設置のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（政令への委任）

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二七年七月八日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。